

# 福岡県公報

平成27年5月15日  
第3693号

## 目次

### 告示 (第495号 - 第503号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	3
○農用地土壌汚染対策地域の区域の変更	(食の安全・地産地消課)	3
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
<b>公 告</b>		
○平成27年度毒物劇物取扱者試験の実施について	(薬務課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○救急病院等の所在地表示の変更	(医療指導課)	6
○貸金業者の登録の取消し	(中小企業振興課)	7
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	7
○意見募集の結果の公示	(薬務課)	8
○落札者等の公示	(税務課)	8
○意見公募手続の実施結果	(漁業管理課)	8
○落札者等の公示	(総務事務センター)	9

○第一種市街地再開発事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	9
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10

### 選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課)	11
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	12
○政治団体の解散届	(市町村支援課)	13
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	13
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	14
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	14

### 公安委員会

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(警察本部生活保安課)	15
--------------------	-------------	----

### 海区漁業調整委員会

○第一種共同漁業権漁業における貝類及び腕足類の採捕制限	(漁業管理課)	15
○ビゼンクラゲの採捕制限	(漁業管理課)	15

## 告 示

### 福岡県告示第495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

福岡	県道	前 富 原 線	前	糸島市多久667番先から 糸島市多久678番1先ま で	6.8 ～ 9.0	53.0
			後	糸島市多久667番先から 糸島市多久678番1先ま で	11.9 ～ 14.0	

**福岡県告示第496号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年11月福岡県告示第929号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
青葉3丁目(a)	福岡市東区青葉三丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第497号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1902号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平和5丁目	福岡市中央区平和五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第498号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年12月福岡県告示第1903号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
平和5丁目	福岡市中央区平和五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

**福岡県告示第499号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平和5丁目	福岡市中央区平和五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
輝国2丁目-2	福岡市中央区輝国二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第500号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
輝国2丁目-2	福岡市中央区輝国二丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第501号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成21年12月福岡県告示第1860号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大浦-1	糸島市南風台七丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大浦-2	糸島市南風台六丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。

## 福岡県告示第502号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項の規定に基づき、平成16年11月4日に指定した農用地土壌汚染対策地域のうち、次の区域の指定を解除したので、同条第2項において準用する同法第3条第4項の規定により公告する。

なお、指定解除地域の図面、面積及び地番は省略し、その関係書類は福岡県農林水産部食の安全・地産地消課、福岡県筑後農林事務所及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。

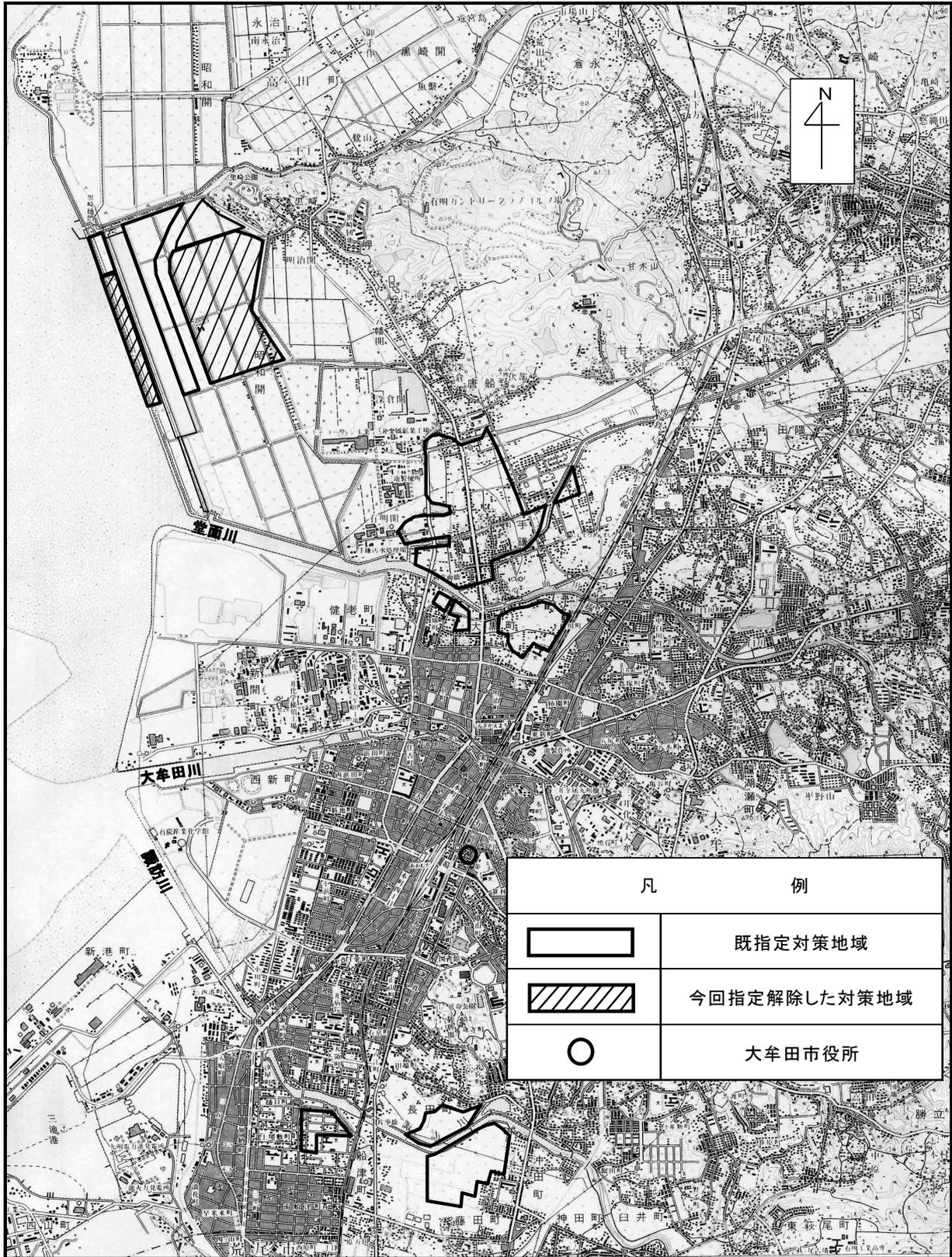
平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 対策地域の指定を解除した年月日 平成27年4月28日
- 2 指定を解除した対策地域の区域

大牟田市昭和開のうち、大牟田市平面図中斜線で示された部分に該当する区域の水田

# 大牟田市平面図



福岡県告示第503号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字曲淵字杉谷375の19、375の41

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

平成27年度毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験）を次のように実施する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

制限は設けない。

なお、次に掲げる者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。

）第6条の2の規定により準用する省令第4条の7で定めるもの

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験及び実地試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

ア 筆記試験

(ア) 毒物及び劇物に関する法規

(イ) 基礎化学

(ウ) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

イ 実地試験

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成27年8月4日（火曜日） 10時00分～12時00分	福岡市博多区吉塚本町13番50号 吉塚合同庁舎 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センター 福岡市博多区東公園7番7号

	福岡県庁
--	------

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部、受験票1部及び写真（申込前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽、名刺型タテ4.5cm×ヨコ3.5cmのもの）1枚並びに受験申込手数料10,500円を添えて、県内に居住し、又は勤務する受験者にあつては住所地又は勤務地を管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所（北九州市、大牟田市及び久留米市の保健所並びに福岡市の各区保健福祉センターをいう。以下同じ。）へ、それ以外の受験者にあつては福岡県保健医療介護部薬務課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「薬務課」という。）へ提出すること。

イ 受験願書等の用紙は、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課で交付する。郵便によって受験願書等の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、120円切手を貼った返信用封筒（A4版）を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料10,500円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合（県外に居住し、かつ、勤務する者に限る。）には、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成27年6月17日（水曜日）から同年6月26日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、福岡市の各区保健福祉センターにあつては、午前9時00分から午後5時00分まで。）とする。

イ 郵便による受験申込みは、平成27年6月26日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及び合格証の交付

(1) 合格者の発表は、平成27年9月4日（金曜日）午前9時00分に薬務課、県保健福祉（環境）事務所及び市保健所に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの県保健福祉（環境）事務所、市保健所又は薬務課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字光り田5032番12、字蓬ヶ浦5120番53及び5120番55から5120番98まで、字蓬ヶ浦5124番3、蓬ヶ浦5137番1及び5137番4から5137番19まで、字公家隈5147番2、5147番6、5147番7、5147番9及び5147番10、字京江ヶ浦5170番1、5170番14から5170番16まで、5170番27及び5170番29から5170番113まで、字外浦5199番1及び5199番6から5199番16まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 倉富 純男

公告

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院から所在地表示の変更の届出があつたので、次のように公告する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

病院の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	

医療法人社団三誠会 ひまわり病院	糟屋郡粕屋町大字仲 原88-1	糟屋郡粕屋町長者原 東一丁目10-3	平成27年2月21日
---------------------	--------------------	-----------------------	------------

**公告**

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項第1号の規定により次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

商号又は名称及び氏名	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の日及び内容	適用条文
株式会社サンファクター 金成培（神田光男）	北九州市小倉北区 黄金一丁目3番15号	福岡県知事 （9）第04569号 平成26年9月17日	平成27年4月20日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の6第1項第1号

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成27年4月14日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社朝長設備	大野城市大城二丁目20-12	朝長 保明	なし

- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

- (1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係るもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

- (2) 停止期間

平成27年4月28日から平成27年4月30日までの3日間

- 4 処分の原因となった事実

有限会社朝長設備は、公共工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
角田中部土地改良区	平成27年4月28日

**公告**

福岡県建築士事務所指導要綱の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

平成27年5月1日から平成27年6月1日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正案について、平成27年2月16日から平成27年3月17日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年4月28日に公布しました。

平成27年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

保健医療介護部薬務課監視係

電話：092-643-3285

メールアドレス：yakumu@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

平成27年度福岡県自動車税納税通知書及び減免決定通知書等作成業務、封入封緘及び配送業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部税務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手を決定した日

平成27年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

トッパン・フォームズ株式会社 西日本事業部

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前四丁目4番15号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,305,616円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

公告

ヒゼンクラゲ及びヒゼンクラゲの採捕制限に関する漁業調整委員会指示案について、平成27年2月24日から平成27年3月25日までの間、御意見を募集したところ、1件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

平成27年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

	意見の概要	意見に対する考え方
1	ヒゼンクラゲを敢えて制限対象にする必要がないと思う。	委員会指示の実効性を担保するためヒゼンクラゲを制限対象に入れておりましたが、県内外の漁業者団体や各種協議会等のご意見を踏まえ委員会指示の前提を鑑

		みた結果、ヒゼンクラゲを省くこととしました。
2	河口域の漁場では網漁具の総延長は120メートル（仕立上り）以下でも良いが、沖合漁場ではクラゲが蝟集しないため漁獲できないので緩和していただきたい。	関係県との意見調整を踏まえ委員会指示の前提を鑑みた結果、250メートル（仕立上り）以下とすることにしました。

## 2 公布日

平成27年5月15日

## 問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称

総務事務センター庶務会計及び福利厚生業務

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務センター

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成27年3月13日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社パソナ

## (2) 住所

福岡市中央区天神1-6-8

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

854,905,212円

## 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 7 入札公告日

平成27年1月23日

## 公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、第一種市街地再開発事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小川 洋

## 1 組合の名称

吉原町1番地区市街地再開発組合

## 2 事業施行期間

平成25年2月1日から平成27年8月31日まで

## 3 施行地区

飯塚市吉原町511番1、511番3、511番8、511番9、511番10、512番1、512番2、550番3、550番4及び551番2

## 4 事務所の所在地

飯塚市吉原町10番7号

## 5 設立認可の年月日

平成25年1月23日

## 6 変更の内容

事業施行期間を次のように変更する。

（変更前）平成25年2月1日から平成27年8月31日まで

（変更後）平成25年2月1日から平成27年10月31日まで

7 変更認可の年月日  
平成27年4月23日

### 公告

土地地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定に基づき、粕屋町花ヶ浦一丁目土地地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のように公告する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 施行者の名称

九州セキスイハイム不動産株式会社

2 事業施行期間

平成23年12月19日から平成27年12月31日まで

3 施行地区

糟屋郡粕屋町花ヶ浦一丁目の一部

4 事業の名称

粕屋町花ヶ浦一丁目土地地区画整理事業

5 事務所の所在地

福岡市中央区高砂二丁目8番1号

6 施行認可の年月日

平成23年12月8日

7 変更認可の年月日

平成27年5月1日

### 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留

米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) ゆめモール筑後

(2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

大規模小売店舗立地法に基づき届出のあった(仮称)ゆめモール筑後の筑後市前津への出店につきましては、同法の趣旨を踏まえて、周辺地域の生活環境の保持に向けた配慮も認められるため、異存ありません。

なお、出店にあたっては、関係法等を含め協議調整を行った内容を遵守し、特に道路・水路等の公共施設の適正な維持管理、災害時の協力体制の確立、廃棄物等の適正処理、良好な環境のための緑化推進等に配慮され、加えて地域の一員として周辺地域と調和し、良好な相乗効果が生まれるように尽力されますよう届出者に対し指導下さい。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する

平成27年5月15日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

豊前市大字吉木204番1、204番2、204番12、204番13、205番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

豊前市大字鳥越769番地2

有限会社羯磨

代表取締役 秋吉 澄子

選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年10月1日～10月31日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
秋永みねこ後援会	秋永 峰子	末次 豊彦	久留米市草野町紅桃林360-5	平成26年10月14日
阿具根しんや後援会	阿具根 真哉	田平 義治	大牟田市有明町2-2-11	平成26年10月17日
鯨坂省治後援会	鯨坂 省治	鯨坂 義枝	鞍手郡鞍手町大字中山3063-138	平成26年10月21日
荒木学後援会	荒木 学	荒木 信隆	北九州市八幡西区友田1-2-34	平成26年10月24日
宇田川亮後援会	西藤 典子	亀井 滋	鞍手郡鞍手町小牧1461-7	平成26年10月21日
太田佳子後援会	太田 佳子	太田 陽子	久留米市藤山町1627-6	平成26年10月31日
かねもと芳雄後援会	兼本 芳雄	倉本 潔彦	飯塚市東徳前13-19	平成26年10月3日
かわの祥子後援会	河野 祥子	廣津 貴代子	直方市感田2124-13	平成26年10月21日
北田のぼる後援会	北田 織	北田 織	春日市天神山4-24	平成26年10月20日
ごんどう智喜後援会	権藤 智喜	稲益 正則	久留米市山川町1503	平成26年10月30日
じょうじま信幸後援会	城島 信幸	伊藤 哲夫	田川郡糸田町2983-2	平成26年10月3日
高田たかし後援会	高田 崇	高田 葉子	北九州市若松区二島5-4-5	平成26年10月17日
田中栄一後援会	田中 栄一	田中 栄一	八女市黒木町北大淵7917	平成26年10月3日
田中貴子後援会	田中 貴子	田中 大典	久留米市荒木町荒木1313-83	平成26年10月31日
とくなが洋介後援会	徳永 洋介	鍵山 春輝	太宰府市吉松3-15-20	平成26年10月6日
西野まさゆき後援会	西野 正信	上田 哲也	福津市宮司ヶ丘30-1	平成26年10月9日
原田ひろし後援会	原田 博史	原田 薫	北九州市小倉北区黒原3-14-8	平成26年10月7日
日高信子後援会	日高 信子	稲益 美幸	田川市大字伊田3797	平成26年10月27日
福岡をアジアのリーダー都市にする会	妹尾 俊美	木村 哲晃	福岡市中央区荒戸2-1-8	平成26年10月3日
みずの信一後援会	水野 信一	水野 明美	福岡市西区愛宕浜4-43-1	平成26年10月24日
山田たかお後援会	山田 貴生	鈴木 亨	久留米市高良内町1206-1	平成26年10月30日
山本かずひろ後援会	山本 金二	畑井 裕二	朝倉郡筑前町弥永1061-3	平成26年10月10日
リベラル福岡県民の会	佐々木 一広	佐々木 公仁子	田川市大字位登876	平成26年10月17日
渡辺かつや後援会	渡辺 克也	今田 初代	直方市大字上頓野2207-4	平成26年10月24日

(24団体)

福岡県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成26年10月1日～10月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県港湾支部	会計責任者	木和田 雅也	馬庭 秀秋	平成26年4月1日	平成26年10月30日
民主党福岡県第4総支部	会計責任者	大塚 伸一	清原 哲史	平成26年10月23日	平成26年10月23日

(2 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
江崎太郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡市西区生の松原2-7-10	福岡市西区上山門3-14-6	平成26年10月1日	平成26年10月6日
後藤敬介後援会	主たる事務所の所在地	久留米市城島町城島192-5	久留米市城島町江上上324	平成26年9月6日	平成26年10月27日
白石卓也後援会	政治団体の名称	白石卓也後援会	元気な太宰府市をつくる会	平成26年10月1日	平成26年10月29日
	主たる事務所の所在地	筑紫野市二日市西3-5-7	太宰府市五条2-3-18コート30-406		
高原ゆか後援会（香援会）	政治団体の名称	高原ゆか後援会（香援会）	高原ゆかと「住みたいまち」をつくる会	平成26年10月31日	平成26年10月31日
	主たる事務所の所在地	宗像市田久2-5-27	宗像市東郷2-4-15		
	会計責任者	白水 由里	林田 公子		
竹下しづお後援会	主たる事務所の所在地	古賀市天神1-14-12	古賀市花鶴丘2-3-18	平成26年10月4日	平成26年10月6日
	代表者	竹下 司津男	緒方 茂勝		
永島なおゆき後援会	代表者	花田 刃雄	天野 孝	平成26年10月21日	平成26年10月21日
中村りゅう象後援会	主たる事務所の所在地	古賀市新久保2-18-14	古賀市花見東5-17-6-1001	平成26年10月12日	平成26年10月31日
	代表者	篠崎 秀人	大橋 一成		
原崎ともひと後援会	代表者	花田 愼幸	古屋 敏克	平成26年10月16日	平成26年10月16日

る。

平成27年5月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克巳

福岡をアジアのリーダー都市にする会	代表者の氏名	妹尾 俊見	妹尾 俊美	平成26年10月3日	平成26年10月30日
宗像医師連盟	会計責任者	松久保 耕作	松野 治雄	平成26年6月21日	平成26年10月16日
吉水きみこ後援会	代表者	松田 一義	篠崎 寛	平成26年10月15日	平成26年10月15日
	会計責任者	薄 昭人	藤井 亥壮		
渡辺美穂後援会	主たる事務所の所在地	太宰府市通古賀3-18-19	太宰府市五条2-2-25-601	平成26年10月12日	平成26年10月14日

(12団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第52号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成26年10月1日～10月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
おばた正幸後援会	平成26年9月30日	平成26年10月29日
古賀ひとし後援会	平成26年10月22日	平成26年10月22日

佐藤明善後援会	平成26年10月25日	平成26年10月31日
原田ひろし後援会	平成25年12月31日	平成26年10月7日

(4団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第53号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成26年10月1日～10月31日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
秋永 峰子	久留米市議会議員	秋永みねこ後援会	久留米市草野町紅桃林360-5	秋永 峰子	平成26年10月10日	平成26年10月14日
阿具根 真哉	大牟田市議会議員	阿具根しんや後援会	大牟田市有明町2-2-11	阿具根 真哉	平成26年10月1日	平成26年10月17日
荒木 学	北九州市議会議員	荒木学後援会	北九州市八幡西区友田1-2-34	荒木 学	平成26年8月1日	平成26年10月24日
太田 佳子	久留米市議会議員	太田佳子後援会	久留米市藤山町1627-6	太田 佳子	平成26年10月31日	平成26年10月31日
北田 織	春日市議会議員	北田のぼる後援会	春日市天神山4-24	北田 織	平成26年10月17日	平成26年10月20日
権藤 智喜	久留米市議会議員	ごんどう智喜後援会	久留米市山川町1503	権藤 智喜	平成26年10月30日	平成26年10月30日

高田 崇	北九州市議会議員	高田たかし後援会	北九州市若松区二島5-4-5	高田 崇	平成26年10月17日	平成26年10月17日
竹下 司津男	古賀市長	竹下しづお後援会	古賀市天神1-14-12	竹下 司津男	平成26年10月6日	平成26年10月6日
田中 貴子	久留米市議会議員	田中貴子後援会	久留米市荒木町荒木1313-83	田中 貴子	平成26年10月31日	平成26年10月31日
原田 博史	福岡県議会議員	原田ひろし後援会	北九州市小倉北区黒原3-14-8	原田 博史	平成26年1月1日	平成26年10月7日
水野 信一	福岡県議会議員	みずの信一後援会	福岡市西区愛宕浜4-43-1	水野 信一	平成26年10月24日	平成26年10月24日
山田 貴生	久留米市議会議員	山田たかお後援会	久留米市高良内町1206-1	山田 貴生	平成26年10月30日	平成26年10月30日

(12団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第54号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

。

平成27年5月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年10月1日～10月31日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
江崎 太郎	福岡市議会議員	江崎太郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡市西区生の松原2-7-10	福岡市西区上山門3-14-6	平成26年10月1日	平成26年10月6日

(1団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第55号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成27年5月15日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成26年10月1日～10月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
小畑 正幸	大牟田市議会議員	おばた正幸後援会	小畑 正幸	平成26年9月30日	平成26年10月29日

古賀 均	うきは市議会議員	古賀ひとし後援会	古賀 均	平成26年10月22日	平成26年10月22日
高原 由香	宗像市議会議員	高原ゆかと「住みたいまち」をつくる会	高原 由香	平成26年10月31日	平成26年10月31日
原田 博史	福岡県議会議員	原田ひろし後援会	原田 博史	平成25年12月31日	平成26年10月7日

(4団体)

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第155号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

平成27年5月15日

福岡県公安委員会

## 1 意見募集期間

平成27年5月15日から平成27年6月15日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）

に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

## 海区漁業調整委員会

### 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第95号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、漁業権の適正な行使を図るため福岡県有明海区における第一種共同漁業権漁業のうち貝類及び腕足類の採捕について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成27年5月15日

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 内場 澄夫

## 1 指示の適用海域

## (1) 有区第3号（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

ア 北緯33度07分16.8秒、東経130度22分13.0秒

イ 北緯33度05分46.8秒、東経130度21分49.6秒

ウ 北緯33度05分51.8秒、東経130度21分40.8秒

エ 北緯33度07分31.7秒、東経130度21分59.6秒

## (2) 有区第10号

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。

(世界測地系)

ア 北緯33度05分15.5秒、東経130度23分09.0秒

イ 北緯33度04分53.0秒、東経130度22分44.7秒

ウ 北緯33度05分08.4秒、東経130度22分24.8秒

エ 北緯33度05分31.0秒、東経130度22分48.8秒

## 2 採捕の制限

あさり、もがい、たいらぎ、はまぐり、かき、しおふき、あかがい、はいがい、にし、まてがい、あげまき、うみたけ、からすがい、ばい、くまさるぼう、しゃみせんがいについては採捕してはならない。

## 3 指示の有効期間

平成27年6月1日から平成28年5月31日まで

### 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第96号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区にお

けるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。  
ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

平成27年5月15日

福岡県有明海区漁業調整委員会  
会 長 内 場 澄 夫

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

- (1) 平成27年6月1日から平成27年6月30日まで及び平成27年11月1日から平成28年5月31日までの期間は採捕してはならない。
- (2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

- ア 北緯33度05分39秒、東経130度21分46秒
- イ 北緯33度05分08秒、東経130度21分41秒
- ウ 北緯33度04分48秒、東経130度21分40秒
- エ 北緯33度03分51秒、東経130度21分25秒
- オ 北緯33度03分51秒、東経130度21分29秒
- カ 北緯33度04分48秒、東経130度21分44秒
- キ 北緯33度05分08秒、東経130度21分45秒
- ク 北緯33度05分39秒、東経130度21分50秒

- (3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は1隻1統とする。また、網漁具の総延長は250メートル（仕立て上り）以下、網丈は9メートル以下、網の目合は20センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。
- (4) 傘幅40センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

平成27年6月1日から平成28年5月31日まで